

資料 7-9 都知事管理河川 注意を要する箇所の基準

都知事管理河川 注意を要する箇所の基準

都内の一級・二級河川（国管理を除く）における水防上注意を要する箇所の基準は、次のとおりとする。

| 種別 | 基準 |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 洪水 | 大雨時に洪水による溢水に対して注意を要する箇所 |
| | （解説）過去の溢水実績等をふまえ、橋梁により河積が阻害されている箇所、合流点・断面変化点で洪水による影響を受けやすい箇所など、増水時に注意を要する箇所 |
| 高潮 | 台風等の際、高潮による河川水位の上昇に対して注意を要する箇所 |
| | （解説）伊勢湾台風時と同程度以上の高潮が発生した場合注意を要する箇所 |
| 堤防・護岸の強さ | 堤防・護岸が老朽化・洗掘及び水衝部のため、その強さに注意を要する箇所 |
| | （解説）堤防・護岸（天然河岸を含む）が老朽化・洗掘している箇所で、河川増水等により護岸が崩壊した場合、民地への影響が大きいと考えられる箇所 |
| 陸 閘 | 陸閘が設置されている箇所 |
| 工事 施工 | 河川工事等の施工によって注意を要する箇所 |
| | （解説）原則として出水期（6月～10月）に堤防を開削または、河積内に栈橋等を設置する工事箇所 |

以上の他、溢水した実績を記録にとどめ、再度災害防止に努める。

| | |
|-----------|----------------------|
| 近年水が溢れた実績 | 近年（H10年からR2年末）溢水した区間 |
|-----------|----------------------|